

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業所：共同生活援助の指定取り消し (シエル前橋)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）の指定を取り消します。

1 事業者の名称及び所在地

特定非営利活動法人シエル 代表理事 角田 純一
富士見町石井1560番地318

2 対象事業所

事業所の名称	シエル前橋
事業所の所在地	富士見町石井1560番地318
サービスの種類及び指定年月日	共同生活援助 令和2年9月1日
定員	28人 ※1
事業所番号	1020102107

※1：内訳）グループホーム楓（7人）、グループホーム桜1（7人）、グループホーム桜2（4人）、グループホーム杏1（7人）、グループホーム杏2（3人）

3 処分年月日

3月25日

4 指定取消年月日

6月1日

5 指定取消の理由等

別紙のとおり

6 欠格事由該当者

特定非営利活動法人シエル 代表理事 角田 純一（シエル前橋管理者）

本件に関するお問い合わせ先

障害福祉課 障害政策係

担当者 山本・大塚

電 話 内線 / 84-2110

外線 / 027-220-5713

別紙

1 指定取消の理由

(1) 令和3年11月から令和5年8月までの間の地域生活移行個別支援特別加算について、加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

(法第50条第1項第6号に該当)

不正請求額 25,402,417円

ア 本件事業所に有資格者として配置した精神保健福祉士は、別の法人が運営する事業所に常勤で勤務しており、当該期間において本件事業所への出勤の実態がなかった。

イ 当該精神保健福祉士の出勤簿及び給料一覧表について、常勤で勤務しているかのように装うため、法人代表理事が事実と異なる内容で作成した。

ウ 個別支援計画に関する書類について、別の職員が作成していたにもかかわらず、当該精神保健福祉士が作成したかのように装った。

(2) 令和3年6月から令和4年12月までの間の精神障害者地域移行特別加算について、加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

(法第50条第1項第6号に該当)

不正請求額 2,569,114円

ア 当該加算を算定するために、「精神障害者地域移行特別加算に関する届出書」において、当該加算に係る支援を行うものとして精神保健福祉士1人を配置した旨を市に届け出ているが、当該精神保健福祉士は、別の法人が運営する事業所に常勤で勤務しており、当該期間において本件事業所への出勤の実態がなかった。

イ 当該精神保健福祉士の出勤簿及び給料一覧表について、常勤で勤務しているかのように装うため、法人代表理事が事実と異なる内容で作成した。

ウ 個別支援計画に関する書類について、別の職員が作成していたにもかかわらず、当該精神保健福祉士が作成したかのように装った。

(3) 令和4年12月から令和5年6月までの間の看護職員配置加算について、加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

(法第50条第1項第6号に該当)

不正請求額 2,557,777円

ア 加算の算定要件である看護職員の常勤換算方法による1以上の配置がされていなかった。

イ 当該看護職員の出勤簿及び給料一覧表について、常勤で勤務しているかのように装うため、法人代表理事が事実と異なる内容で作成した。

合計不正請求額 30,529,308円

2 今回の処分までの経緯

- (1) 処分の名あて人である「特定非営利活動法人シエル」は、本件事業所について、令和2年9月1日付で市から法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）の指定を受けた。
- (2) 訓練等給付費に係る不正請求の疑いがあったため、市は、令和5年10月6日、同年12月6日、同年12月12日、令和6年1月10日、同年3月6日及び同年3月21日に本件事業所に対して法第48条第1項の規定による監査を実施した。
- (3) 不正行為に対する事業者の組織的関与の有無を確認するため、市は、令和6年3月28日に本件事業所に対して法第51条の3第1項の規定による業務管理体制に係る特別検査を実施した。

3 訓練等給付費の不正利得の徴収等（返還金）

法第8条第2項の規定により、不正に請求し、受領していた訓練等給付費を返還させるとともに、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができることとなっている。